

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和6年9月26日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和6年度9月補正予算

ページ

1	令和6年度9月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2	令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	2
3	令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【福祉子どもみらい局関係】	3
4	令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】	4

議案（条例その他）

5	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例の概要	5
6	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 概要	7

1 令和6年度9月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			説明	
				特 定 財 源		一般財源		
				国庫支出金	県 債			
(款) 総務費	1,708,478	—	1,708,478	—	—	—	—	
(項) 青少年費	1,708,478	—	1,708,478	—	—	—	—	
(款) 民生費	359,457,967	27,103	359,485,070	34,649	—	△28,000	20,454	
(項) 社会福祉費	17,153,715	—	17,153,715	—	—	—	—	
(項) 障害福祉費	87,979,030	14,829	87,993,859	—	—	—	14,829	
(項) 老人福祉費	128,258,391	16,874	128,275,265	11,249	—	—	5,625	
(項) 生活保護費	8,888,688	23,400	8,912,088	23,400	—	—	—	
(項) 児童福祉費	117,178,143	△28,000	117,150,143	—	—	△28,000	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	66,977,533	—	66,977,533	—	—	—	—	
(項) 私学振興費	66,977,533	—	66,977,533	—	—	—	—	
一般会計 計	428,143,978	27,103	428,171,081	34,649	—	△28,000	20,454	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	725	—	725	
母子父子寡婦福祉資金会計	1,821,241	—	1,821,241	

福祉子どもみらい 局 計	429,965,944	27,103	429,993,047	
-----------------	-------------	--------	-------------	--

2 令和6年度一般会計9月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- 一部(新)・ 障害者総合支援法等执行事務費 14,829千円

国が開発したPMH (Public Medical Hub) (※)への接続を行うため、精神通院医療業務システムを再構築し、運用する。

※ PMH：介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を自治体や医療機関、対象者間で連携するシステム

(2) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 民間老人福祉施設整備費補助 16,874千円

災害時における高齢者施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。

(3) 4款 民生費 4項 生活保護費

- 一部(新)・ 生活保護法执行事務費 23,400千円

令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行するため、生活保護システムを再構築し、運用する。

(4) 4款 民生費 5項 児童福祉費

- ・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費 △28,000千円

大和綾瀬地域児童相談所（綾瀬市深谷中）移転工事について、工期延伸に対応するため、既設定の継続費を変更する。

3 令和6年度一般会計9月補正予算継続費について【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款項 事業名	全 体 計 画						度 末 まで の 支 出 (見込)	支 出 額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	千円 %
	年 度	区分	左 の 財 源 内 訳			当 年 度	該 当 年 度	翌 年 度				
			特 定 財 源	一 般 財 源	国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他					
4 民生費	補正前の額	千円	23,000	-	-	-	23,000					
5 児童福祉費	補正の額	-	-	-	-	-	-	-	9,594	-	9,594	-
大和綾瀬地域児童相談所移転工事費	補正後の額	千円	23,000	-	-	-	23,000					
	補正前の額	千円	564,000	-	197,000	164,100	202,900					
	補正の額	△28,000	-	-	△28,000	-	-	-	-	549,406	549,406	-
	補正後の額	千円	536,000	-	197,000	136,100	202,900					
	補正前の額	-	-	-	-	-	-					
	補正の額	28,000	-	-	28,000	-	-	-	-	-	28,000	-
	補正後の額	千円	28,000	-	-	28,000	-					
	補正前の額	千円	587,000	-	197,000	164,100	225,900					
	補正の額	-	-	-	-	-	-	-	9,594	549,406	559,000	28,000
	補正後の額	千円	587,000	-	197,000	164,100	225,900					

4 令和6年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
精神通院医療業務システム開発運営費	千円 38,365	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 6 年 度 ～ 令 和 10 年 度	38,365	県 債	—	—
	208,404	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		—	そ の 他	—	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 6 年 度 ～ 令 和 10 年 度	208,404	一 般 財 源	38,365	—
生活保護総合情報システム開発運営費	千円 89,437	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	89,437
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 6 年 度 ～ 令 和 10 年 度	208,404	县 債	—	—
	118,967	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		—	そ の 他	—	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 6 年 度 ～ 令 和 10 年 度	118,967	一 般 財 源	118,967	—

5 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労選択支援に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 就労選択支援の創設

（ア）指定就労選択支援の事業について、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動等の機会の提供を通じて、就労に関する適性等の評価等を行うとともに、評価等の結果に基づき、必要な支援を行わなければならないこととする。

（改正後の第161条の2関係）

（イ）指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。（改正後の第161条の3関係）

（ウ）指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこととする。（改正後の第161条の4関係）

（エ）指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこととする。（改正後の第161条の5関係）

（オ）指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならないこととする。

（改正後の第161条の6関係）

（カ）指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機

会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労するためには必要な配慮及び支援等その他の適切な選択のために必要な事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うこととする。

（改正後の第161条の7第1項関係）

- (キ) 就労に関するアセスメントに当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもってアセスメントの実施に代えることができること等とする。（改正後の第161条の7第2項関係）
- (ク) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。（改正後の第161条の7第3項関係）
- (ケ) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。（改正後の第161条の7第4項関係）
- (コ) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこと等とする。（改正後の第161条の8関係）
- (サ) 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。（改正後の第171条の2関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第2条第3号、第4条第1項、改正後の第161条の9、第185条、第190条、第194条関係）

（3） 施行期日

公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日。

6 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労選択支援に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 就労選択支援の創設

（ア）就労選択支援の事業について、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動等の機会の提供を通じて、就労に関する適性等の評価等を行うとともに、評価等の結果に基づき、必要な支援を行わなければならないこととする。

（改正後の第60条の2関係）

（イ）就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができるものでなければならぬこととする。（改正後の第60条の3関係）

（ウ）就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこととする。（改正後の第60条の4第1項、第2項及び第4項関係）

（エ）就労選択支援の事業について、就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬこととする。（改正後の第60条の4第1項及び第3項関係）

（オ）就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこととする。（改正後の第60条の8関係）

（カ）就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならないこととする。（改正後の第60条の5

関係)

- (イ) 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労するために必要な配慮及び支援等その他の適切な選択のために必要な事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うこととする。（第60条の6第1項関係）
- (カ) 就労に関するアセスメントに当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができること等とする。（改正後の第60条の6第2項関係）
- (ケ) 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。（改正後の第60条の6第3項関係）
- (コ) 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。（改正後の第60条の6第4項関係）
- (サ) 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこと等とする。（改正後の第60条の7関係）
- (シ) 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。（改正後の第68条の2関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第3条、第14条第8項、第84条、第87条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日。